

内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書

(T - 1590)

「**申告番号**」欄には、輸入（納税）申告書の輸入申告番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の番号）を記載する。

「**関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量**」欄には、免税輸入しようとする外貨原料品の数量を記載する。この場合の数量は、税関の確認を受けた内貨原料品による製品に係る確認申請書（以下「確認書」という）の確認を受けた原料品の数量の範囲内とし、既にその数量の一部を免税輸入しているときは、その残数量を限度とする。

「**免除を受けようとする関税の額**」欄には、免税輸入しようとする外貨原料品の上記数量に対応する関税額を算出し、免税額として記載する。

「**免除を受けようとする関税の算出根拠**」欄には、振替原料品による保税作業の製造工程において、他の物品が同時に製造される場合（例えば、原油から重油を製造する際に揮発油、灯油、軽油が製造される場合）に適用する価格あん分方式により免税額を算出した場合（その保税作業に使用した振替原料品の数量を製造された各保税製品の価格によりあん分する場合の基礎となる割合のうち、その輸出製品に係る割合を、関税の免除を受けて輸入しようとする外貨原料品の関税の額に乗じて得た額を免税額とする。）にのみ、免税額を算出した算式を記載する。

「**税関長の確認を受けた当初の原料品の数量**」欄には、確認書の確認を受けた原料品の数量を記載させる。したがって、一部免税輸入した場合であっても、その残数量ではなく、最初に確認を受けた数量を記載する。

「**税関長の確認を受けた原料品を使用して製造した製品の輸出（積戻し）の許可年月日**」欄には、確認書に税関で表示した振替原料品による製品の輸出許可年月日を記載する。

なお、振替原料品がフェロニッケルである場合には、そのニッケルの含有率をカッコ書する。

- 税関の確認を受けた「内貨原料品による製品に係る確認申請書」1通を添付する。